

今すぐに確認を！災害の備えは大丈夫ですか？

災害の発生を完全に防ぐことはできません。突然やってくる災害に対して、被害をできるだけ抑えるために日頃から家庭で、次のような備えを進めておいてください。

○地域で協力し合えるよう“顔のみえる関係”を築き、避難するときは、近所に声を掛けて。

○災害時に備えて、家族で避難場所などについて話し合っておくことも大切です。

○気象情報に気をつけて。

携帯電話をお持ちのかたは、和寒町に警報などの発令がされると、メール配信される設定ができます。北海道防災情報の携帯サイト<http://i.bousai-hokkaido.jp/> から登録ができます。

○地震の際に金具や市販の転倒防止用具で、家具などが倒れないよう固定してください。

○停電に備え、防災無線の受信機や懐中電灯に使用する電池を用意しておいてください。

また、長時間の停電ではランタンやカセットコンロが役立ちます。

非常用持出品を確認

災害時には、電気や水道等のライフラインが止まる可能性もあります。

日頃から、保管場所や内容について確認しておきましょう。

例：水、食料、常備薬、懐中電灯、防災情報ラジオ、電池、軍手、防寒具など



防災に関するお問い合わせ先 総務課生活安全係 TEL 32-2421

年 金 あ れ こ れ ～免除された国民年金保険料は追納できます～

◎追納によって、もらえる年金を増やすことができます。

老齢基礎年金の年金額を計算する際に、保険料の免除や猶予の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納付した場合と比べてもらえる年金の額が少なくなってしまう。

しかし、免除等の承認を受けた期間の保険料については、後から納付（追納）することにより、老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。

過去に国民年金保険料の免除制度や、若年者納付猶予制度等を利用されていた方については、将来もらえる年金を増やすためにも、追納を行っていただくことをお勧めします。

◎追納を行う場合は、申し込みが必要です。

最寄りの年金事務所で申し込みを行っていただきます。その後、厚生労働大臣の承認を受けただけで、納付書がお手元に届きますので、その納付書でお支払いしていただきます。（口座振替ならびにクレジット納付はできません）

◎追納に関する注意事項

①追納が出来るのは追納が承認された月の前10年以内の免除等期間に限られています。

（例：平成30年4月分は平成40年4月末まで）

②承認等をされた期間のうち、原則古い期間からの納付となります。

③保険料の免除もしくは納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して、3年目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされますので、お早めの追納をお勧めします。

お問合せ 日本年金機構旭川年金事務所（TEL0166-27-1611）又は、住民課お客さま窓口係（TEL32-2500）